

改正案	現行
<p>(公表措置)</p> <p>第三十条 法第六十六条第四項又は第六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあつては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各認可金融商品取引業協会とする。以下この項において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（当該上場会社等が公開買付者等（法第六十七条第一項に規定する公開買付者等をいう。以下この項において同じ。）となるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所に</p>	<p>(公表措置)</p> <p>第三十条 法第六十六条第四項又は第六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあつては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各認可金融商品取引業協会とする。以下この項において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。次号及び第三十三条において同じ。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この項において同じ。）を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定める</p>

において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。

三 法第六十三条第一項に規定する上場会社等であつて次のイからハまでに掲げる者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該イからハまでに定める事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

イ その発行する第二十七条の二各号に掲げる有価証券が全て特定投資家向け有価証券である者 重要事実等

ロ 上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この号において同じ。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けをする者（その発行する上場株券等が全て特定投資家向け有価証券である者に限る。） 公開買付け等事実

ハ 法第六十七条第一項に規定する公開買付け等（上場株券等の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けを除き、当該公開買付け等に係る上場等株券等（法第六十七条第一項に規定する上場等株券等をいう。以下この項において同じ。）の発行者である会社の発行する上場等株券等が全て特定投資家向け有価証券である場合に限る。）をする者 公開買付け等事実

四 公開買付者等（法第六十三条第一項に規定する上場会社等を

ところにより、当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。

三 法第六十三条第一項に規定する上場会社等であつて次のイ又はロに掲げる者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該イ又はロに定める事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

イ その発行する第二十七条の二各号に掲げる有価証券がすべて特定投資家向け有価証券である者 重要事実等

ロ その発行する上場株券等がすべて特定投資家向け有価証券である者 公開買付け等事実

（新設）

（新設）

(株券等に係る買付け等の範囲)

第三十三条の三 法第六十七条第一項に規定する特定株券等又は関連株券等(次条において「株券等」という。)の買付けその他の取引で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 特定株券等を合併又は分割により承継すること

三 (略)

四 関連株券等を合併又は分割により承継すること(特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等については、当該オプションの行使により当該行使した者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。)

五 (略)

六 特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等を合併又は分割により承継させることであつて当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において売主としての地位を取得するもの

七 その他前各号に掲げる取引に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

(株券等に係る売付け等の範囲)

第三十三条の四 法第六十七条第一項に規定する株券等の売付けその他の取引で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(株券等に係る買付け等の範囲)

第三十三条の三 法第六十七条第一項に規定する特定株券等又は関連株券等(次条において「株券等」という。)の買付けその他の取引で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

(新設)

二 (略)

(新設)

三 (略)

(新設)

四 その他前三号に掲げる取引に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

(株券等に係る売付け等の範囲)

第三十三条の四 法第六十七条第一項に規定する株券等の売付けその他の取引で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

-
- 一 (略)
 - 二 特定株券等を合併又は分割により承継させること
 - 三 (略)
 - 四 関連株券等を合併又は分割により承継させること（特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等については、当該オプションの行使により当該行使した者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）
 - 五 (略)
 - 六 特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等を合併又は分割により承継することであつて当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において売主としての地位を取得するもの
 - 七 その他前各号に掲げる取引に準ずるものとして内閣府令で定めるもの
- (重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)
- 第三十三条の十五 法第七十五条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。
- 一 (略)
 - 二 有価証券を合併又は分割により承継させること
 - 三 十一 (略)

-
- 一 (略)
 - 二 (新設)
 - 三 (略)
 - 三 (新設)
 - 三 (略)
 - 四 その他前三号に掲げる取引に準ずるものとして内閣府令で定めるもの
- (重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)
- 第三十三条の十五 法第七十五条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。
- 一 (略)
 - 二 (新設)
 - 三 十 (略)

<p>(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等)</p> <p>第三十三条の十六 法第七十五条第四項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 有価証券を合併又は分割により承継すること</p> <p>三 十一 (略)</p>	<p>(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等)</p> <p>第三十三条の十六 法第七十五条第四項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 十 (略)</p>
---	--